

議案第 1 1 9 号

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

要介護者を介護する職員の介護時間及び時間外勤務の免除について定めるとともに所要の改正を行うため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例（平成15年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「，第18条第1項に規定する」を「，配偶者又は2親等内の親族で疾病，負傷又は老齢により」に，「前項中」を「同項中」に，「第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）」を「次項に規定する要介護者」に改める。

第10条の2の見出し中「育児」を「育児又は介護」に改め，同条第2項中「前項」を「前2項」に，「育児」を「育児又は介護」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は，要介護者を介護する職員について準用する。この場合において，同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育する」とあるのは，「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第18条第1項中「その配偶者又は2親等内の親族で疾病，負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第18条の2 任命権者は，職員が申請した場合において，当該職員が要介護者の介護をするため，勤務しないことが相当であると認められるときは，1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護時間」という。）

を承認するものとする。

2 介護時間について、その期間その他の必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。